

令和7年度

鳥取県公立学校教員採用候補者 選考試験実施要項



鳥取県公立学校教員として求める教師像

- よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めていく教師
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる教師
- 児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる教師
- 教科等の専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる教師
- 学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域、関係機関等と連携・協働を図ることができる教師

自然災害等のやむを得ない理由により、試験日程、試験会場及び試験項目等を変更する場合は、鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページ等により周知します。

【連絡及び問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
TEL (0857)26-7513 FAX (0857)26-8094



実施要項目次

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| 1 | 目的 | P 3 |
| 2 | 受験資格 | P 3 |
| 3 | 試験区分、採用予定数等 | P 3 |
| 4 | 試験に関するスケジュール | P 3 |
| 5 | 選考の種類 | P 4 |
| 6 | 併願制度 | P 5 |
| 7 | 出願方法等 | P 6 |
| 8 | 第一次選考試験について | P10 |
| 9 | 第二次選考試験について | P12 |
| 10 | 採用候補者名簿への登載等 | P14 |
| 11 | 大学院進学希望者及び大学院修学継続希望者への特例 | P14 |
| 12 | 給与、勤務時間、休暇等 | P14 |
| 13 | 一般選考 ※加点制度 | P15 |
| 14 | 特別選考（Ⅰ～Ⅵ） | |
| | Ⅰ 障がいのある者を対象とした選考 | P17 |
| | Ⅱ スポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考 | P18 |
| | Ⅲ 現職教諭を対象とした選考 | P19 |
| | Ⅳ 県内公立学校の講師等を対象とした選考 | P20 |
| | Ⅴ 英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考 | P21 |
| | Ⅵ 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考 | P22 |
| Q&A | ～申請についてよくある質問～ | P23 |

1 目的

令和7年度鳥取県公立学校教員採用の選考資料とするために実施します。

2 受験資格

次の①～③のすべてに該当する者（特別選考VIは②を除く）

- | |
|---|
| ① 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者 |
| ② 志願する試験区分、教科の有効な普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込の者 |
| ③ 昭和40年4月2日以降に出生した者 |

3 試験区分、採用予定数等

| 試験区分 | 採用予定数 | 教科(科目等) |
|----------|--------|---|
| 小学校教諭 | 145人程度 | |
| 中学校教諭 | 50人程度 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 |
| 高等学校教諭 | 25人程度 | 国語、地理歴史(世界史)、地理歴史(日本史)、地理歴史(地理)、数学、理科(物理・地学)、理科(化学)、理科(生物)、保健体育、芸術(美術)、英語、家庭、農業、工業(機械)、工業(電気・電子)、工業(建築・土木)、商業、水産(食品)、情報 |
| 特別支援学校教諭 | 25人程度 | |
| 養護教諭 | 5人程度 | |
| 栄養教諭 | 2人程度 | |

※小学校教諭及び中学校教諭の採用予定数には、義務教育学校での採用予定数を含みます。

※特別選考I「障がいのある者を対象とした選考」においては、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭を対象として、上記表中の採用予定数とは別枠で合計5人程度、また、特別支援学校教諭を対象として別枠で2人程度採用予定です。

※特別選考V「英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考」においては、小学校教諭の上記表中の採用予定数とは別枠で5人程度採用予定です。

4 試験に関するスケジュール

| | |
|------------|---|
| 出願期間 | 令和6年3月25日(月)正午から令和6年4月22日(月)正午まで |
| 第一次選考試験 | 令和6年6月8日(土) |
| 第一次選考結果の公表 | 令和6年7月12日(金)(予定) |
| 第二次選考試験 | 【適性検査】 令和6年7月12日(金)午後5時から7月21日(日)までの間(予定)でWeb受検 ※適性検査を受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。 【適性検査以外】 令和6年8月2日(金)から8月10日(土)までの間(予定)で、指定する1日又は2日 |
| 名簿登載者の公表 | 令和6年9月13日(金)(予定) |

5 選考の種類

選考には、一般選考と特別選考があり、特別選考には以下のⅠ～Ⅵの区分があります。各選考の詳細は該当ページで確認してください。

(1) 一般選考

→P15

- ・一般的な選考であり、全ての試験項目の受験が必要です。（前年度試験B掲載者及び、中学校教諭（英語）、高等学校教諭（英語）の試験区分（教科）における一定の基準を満たす英語に関する資格の所有者に対して、一部試験免除があります。）
- ・併願が可能な試験区分があります。
- ・資格や要件（英語に関する資格の所有者又は複数免許状所有者）によっては、加点の対象となる試験区分・教科（科目等）があります。
- ・小学校教諭志願者（志願試験区分に限ります。）については、出願時に専門試験（筆記試験）の受験型（標準型又は数理型）を選択する必要があります。（「8 第一次選考試験（1）試験内容」（P10）参照）

(2) 特別選考

Ⅰ 障がいのある者を対象とした選考

→P17

- ・「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」に関する要件を満たす者を対象とした選考です。
- ・障がいの程度によっては、一部の試験項目の振替又は免除を行います。

Ⅱ スポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考

→P18

- ・スポーツ・芸術の分野で国際的な大会等に出場又は全国的な大会等で優秀な成績を収めた者を対象とした選考です。
- ・直接関連する教科（科目等）の志願者のみ、一部試験免除があります。

Ⅲ 現職教諭を対象とした選考

→P19

- ・他の都道府県の公立又は国立大学法人が設置する学校に教諭・養護教諭として正式に採用され、令和7年3月31日現在において2年以上従事している現職を対象とした選考です。
- ・一部試験免除があります。

Ⅳ 県内公立学校の講師等を対象とした選考

→P20

- ・前年度試験（前年度試験において志願する教科（科目等）の試験の実施がない場合は、直近の当該教科（科目等）を実施した試験）において第一次選考試験に合格し、かつ鳥取県内の公立学校で令和4年4月1日以降、出願時までの期間に24月以上、講師等（会計年度任用職員（非常勤講師）を含む。）として任用（任命権者は鳥取県教育委員会に限る。）された者を対象とした選考です。
- ・一部試験免除があります。
- ・受験回数に上限があります。

Ⅴ 英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考

→P21

- ・小学校教諭を志願する者で、実用英語技能検定準一級程度以上の資格の所有者を対象とした選考です。
- ・一部試験免除があります。
- ・小学校教諭の一般選考へ併願が可能です。

Ⅵ 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考

→P22

- ・中学校教諭及び高等学校教諭の一部の教科（科目等）において、普通免許状を有していないが、高度な専門的知識・技能を有し、直近15年間のうち、7年以上の社会人実務経験を有する者を対象とした選考です。
- ・試験項目の免除はありません。

【出願後、特別選考の受験資格を満たさなかった場合の取扱いについて】

- ・出願後に、志願する特別選考の受験資格を満たすか否かについて確認します。
- ・確認後、特別選考の対象とならなかった場合は、令和6年5月10日（金）までに電話連絡します。その場合に限り、出願締切後でも一般選考（加点や併願を含む）又は他の特別選考への変更を認めます。

選考の種類及び対象試験区分等対応表

| 選考の種類 | | 小学校 教諭 | 中学校 教諭 | 高等学校 教諭 | 特別支援 学校教諭 | 養護 教諭 | 栄養 教諭 | 併願 可否 |
|----------|-----------------------------------|-----------|-----------|------------|--------------|----------|----------|----------|
| 一般選考 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可 ※1 |
| 特別 選考 | I 障がいのある者を対象とした 選考 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可 ※1 |
| | II スポーツ・芸術の分野に秀で た者を対象とした選考 | | ○ | ○ | | | | 不可 |
| | III 現職教諭を対象とした選考 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 不可 |
| | IV 県内公立学校の講師等を対象 とした選考 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 不可 |
| | V 英語力に優れた者を対象とし た小学校教諭選考 | ○ | | | | | | 可 ※2 |
| | VI 普通免許状を有しない社会人 実務経験者を対象とした選考 | | ○ | ○ | | | | 不可 |

※1 一部の試験区分については、併願することができません。（「6 併願制度」(P5) 参照）

※2 小学校教諭の一般選考へのみ併願が可能です。

6 併願制度

志願する試験区分（志願試験区分）・教科の普通免許状に加え、併願できる試験区分（併願試験区分）・教科の普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者は、下表により、以下のとおり併願が可能です。

| 志願試験区分 | 併願試験区分 | | | |
|----------|--------|-------|--------|----------|
| | 小学校教諭 | 中学校教諭 | 高等学校教諭 | 特別支援学校教諭 |
| 小学校教諭 | | ☆ | | ◎ 注 |
| 中学校教諭 | ◎ | | | ◎ 注 |
| 高等学校教諭 | | | | ◎ 注 |
| 特別支援学校教諭 | ◎ | | | |

◎：併願試験区分の専門試験（筆記試験）及び技能・実技試験の受験は必要ありません。

☆：志願試験区分の試験項目に加え、併願試験区分・教科（科目等）の専門試験（筆記試験）及び専門試験（技能・実技試験）の受験が必要です。

注）志願する試験区分（志願試験区分）・教科の普通免許状を有する者のうち、特別支援学校教諭を併願試験区分とする場合においては、特別支援学校教諭普通免許状を有していない、又は取得見込でなくても併願可能です。ただし、特別支援学校教諭普通免許状なく採用となった場合、採用後に鳥取県教育委員会が実施する認定講習等を受け、採用後3年を目途に特別支援学校教諭普通免許状を取得することを推奨します。

※特別選考における併願の取扱いについては、「14 特別選考」（P17）を参照してください。

7 出願方法等

(1) 出願方法及び出願期間

出願方法 インターネットによる電子申請

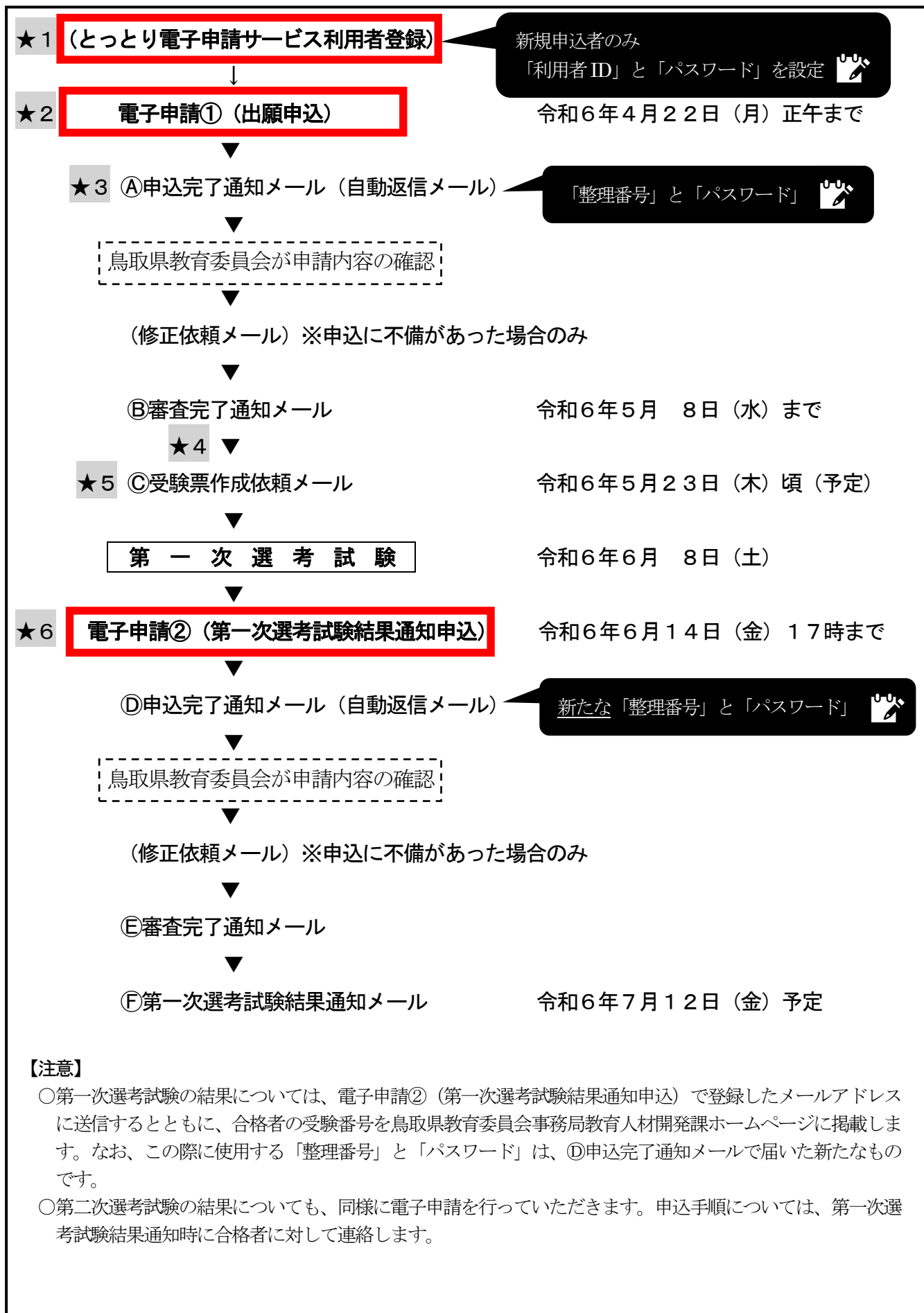
出願期間 令和6年3月25日（月）正午から令和6年4月22日（月）正午まで

(2) 留意事項

- ・ 出願期間内に正常に申込みが完了したものに限り受け付けます。出願締め切り後、特別選考の対象とならなかった場合に選考の種類や特別選考の区分に変更のある場合を除いて、申込内容の変更は受け付けません。
- ・ 提出された書類等は、受験資格を満たさない場合又は出願期間外に提出された場合を除いて、いかなる理由があっても返却しません。
- ・ 出願手続完了後の辞退については受け付けません。そのような場合については欠席として取り扱いますので、事前に「連絡及び問い合わせ先」（P1）まで連絡してください。
- ・ 出願後に、改姓や連絡先等、記載事項に変更があった場合は、必ず文書（任意様式）で届け出てください。なお、改姓の場合は、文書に加え、旧姓及び新姓が確認できる公的な書類（戸籍抄本の写し、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等）を提出してください。
※名簿登載後においても同様です。
- ・ 受験票作成にはプリンタが必要です。
- ・ 使用する機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・ 予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについての責任は一切負いませんので、予め御了承ください。

(3) 申込手順【出願から第一次選考試験結果通知までの流れ】

※詳細については(4) 申込における注意事項 (P8) をご覧ください。



【注意】

- 第一次選考試験の結果については、電子申請② (第一次選考試験結果通知申込) で登録したメールアドレスに送信するとともに、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課ホームページに掲載します。なお、この際に使用する「整理番号」と「パスワード」は、④申込完了通知メールで届いた新たなものです。
- 第二次選考試験の結果についても、同様に電子申請を行っていただきます。申込手順については、第一次選考試験結果通知時に合格者に対して連絡します。

(4) 申込における注意事項

★1 電子申請で出願手続きをする前に

- 鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、鳥取県電子サービスの利用者登録をしてください。その際、必ず連絡がつくメールアドレス（名簿掲載者の公表時まで使用できるメールアドレス）を登録してください。
※利用者登録のみでは、試験の申し込みは完了しませんので、ご注意ください。
- ※既に鳥取県電子申請サービスへ利用者登録をしている者は、取得済の利用者 ID とパスワードでログインしてください。
- 「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるよう、メールを受け取る際に使用する端末等の設定をしてください。
- 電子申請では以下のものが必要になるため、準備してください。
 - ・証明写真等の顔写真データ（jpg, jpeg, png 形式のみ）
 - ・特別選考、加点、併願の申請が可能であることを示す提出書類（PDF データ、jpeg データ等）
※Word や Excel ファイル等に画像データを貼り付けた形式のものは受け付けません。
 - ・志願書【追記分】（電子申請画面上の職歴欄が不足する者のみ）
 - ・小論文（特別選考Ⅲ「現職教諭を対象とした選考」に出願した者のみ）
※「志願書【追記分】様式」及び「小論文様式」は鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページや電子申請画面からダウンロードすることができます。

★2 電子申請①（出願申込）

- 鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、手続き一覧から「令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験」を選択してください。
- 申込情報を、画面上の注意事項に従って入力してください。

★3 申込の完了

- 申込の入力が完了すると「**①申込完了通知メール**」が登録したメールアドレスに自動で送信されます。「①申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要となるため、必ず保管してください。
- 鳥取県教育委員会で申込を順次確認し、審査が終了した場合、「**②審査完了通知メール**」が登録したメールアドレスに送信されます。（「**②審査完了通知メール**」が届いて、申込完了となります。）
- 申込に不備があった場合、申込内容の修正を求める「**修正依頼メール**」が送信されます。このメールが届いた場合には、**3日以内に修正してください。修正されなかった場合、申込は受け付けることができない場合があります。**
※修正手順：鳥取県電子申請サービスのトップページにアクセスし、画面上部の「**申込内容照会**」をクリックし、「**①申込完了通知メール**」に記載されている整理番号とパスワードを入力し、申込内容の修正を行ってください。（修正後、再度、申請すると「**変更完了通知メール**」が送信されます。）
- 「**②審査完了通知メール**」及び「**修正依頼メール**」が令和6年5月8日（水）までに届かない場合、鳥取県電子申請サービスのトップページにアクセスし、画面上部の「**申込内容照会**」から状況を確認してください。審査完了となっていれば、申込は正常に完了しています。審査完了となっていない場合は、「**連絡及び問い合わせ先**」(P1) まで連絡してください。なお、申込内容照会をする際には、「**①申込完了通知メール**」に記載されていた整理番号とパスワードが必要です。

★4 特別選考対象者の決定等 <該当する特別選考に出願した者に限る>

- 出願後に、志願する特別選考の受験資格を満たすか否かについて確認します。
- 確認後、特別選考の対象とならなかった場合は、令和6年5月10日（金）までに電話連絡をします。その場合に限り、出願締切後でも一般選考（加点や併願を含む）又は他の特別選考への変更を認めます。変更を希望する場合は、指定する期日までに電子申請の内容を修正し、必要な提出書類を電子申請に添付し、提出してください。

★5 受験票の作成

- 令和6年5月23日（木）頃に、「㉔受験票作成依頼メール」が登録したメールアドレスに送信されます。
- 「㉔受験票作成依頼メール」が届いたら、鳥取県電子申請サービスのトップページにアクセスし、画面上部の「申込内容照会」をクリックし、「㉕申込完了通知メール」に記載されていた整理番号とパスワードを入力してください。
- 「受験票」をダウンロードし印刷してください。印刷した受験票に顔写真を添付し、線に沿って切り取り、試験当日に持参してください。

★6 電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）

- 受験票を作成した後、第一次選考試験の結果通知及び第二次選考試験の案内（適性検査の案内含む。）を受け取るための電子申請を行う必要があります。再度、鳥取県の電子申請サービスのトップページにアクセスして電子申請を行ってください。
※適性検査 Web 受検のための URL、第二次選考試験の案内等も通知するため、第一次選考試験免除者も必ず申請を行ってください。
- 手続き一覧から「令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験第一次選考試験結果通知等電子申請」を選択してください。
 - ・必ず出願手続で登録した利用者 ID とパスワードを使用してください。
 - ・受験票に記載されている受験番号等を使用します。必要書類等はありません。
- 出願手続きの際と同様に、令和6年6月14日（金）17時までに画面に従って必要な情報を入力後、申請してください。
※電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）をされない場合、個人別の試験結果（電子データ）及び適性検査の受検用 URL 等は送付されませんので、必ず申請をしてください。
※第二次選考試験を受験される方は、第二次選考試験結果申請について、別途連絡します。

8 第一次選考試験について

(1) 試験期日・会場・内容・携行品

<試験期日>

令和6年6月8日(土) 一般教養、専門試験(筆記試験)

試験日程等は、「◎受験票作成依頼メール」の送信に併せて連絡します。

※試験時間は午後を予定しています。

<試験会場>

鳥取会場 **鳥取大学(鳥取キャンパス)** (鳥取市湖山町南4丁目101)
JR鳥取大学前駅から徒歩約3分

関西会場 **新梅田研修センター** (大阪市福島区福島6-22-20)
JR大阪駅から徒歩約10分
JR環状線 福島駅から徒歩約7分

- ・希望する試験会場(鳥取または関西)を志願書作成時に電子申請上で選択してください。
- ・希望に基づき試験会場を決定し、受験票に記載して通知します。受験票に記載された会場で受験してください。
※出願締め切り(4月22日(月)正午)後は、受験会場を変更することはできません。
- ・志願者数によっては別途試験会場を設定する場合があります。また、試験会場の収容定員から、やむを得ず、希望の試験会場とならない場合があります。

※会場に変更がある場合、令和6年4月28日(日)までに、鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページで公表します。その場合、志願者ごとの試験会場は、「◎受験票作成依頼メール」の送信に併せて連絡します。

<試験内容>

| 試験項目 | 試験区分 | 試験内容等 | 配点 | 試験時間 | |
|----------------|------------------------------|--|---------------------------------|--------------------|------------------|
| 一般教養 | 全試験区分 | 基礎的な知的能力及び学力を総合的に測定する試験(マークシート方式) | 100点 | 60分 | |
| 専門試験 (筆記試験) | 小学校教諭 | 標準型 | 傾斜配点なし | 180点 | 60分 |
| | | 数理型 | 数学、理科の得点を1.5倍(社会、英語の得点を0.5倍)する。 | | |
| | 中学校教諭 | 教科、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験 | | 200点 又は 180点 | 75分 又は 60分 |
| | 高等学校教諭 | 教科(科目等)、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験 | | | |
| | 特別支援学校教諭 | 国語、社会、数学、理科、英語の各教科、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験(マークシート方式) ※教職教養(学習指導要領)以外は小学校教諭との共通問題 | | 180点 | 60分 |
| | 養護教諭 | 養護教諭の職務、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験(マークシート方式) | | | |
| 栄養教諭 | 栄養教諭の職務、特別支援教育及び教職教養に関する筆記試験 | | | | |

※小学校教諭における専門試験(筆記試験)の受験型(標準型又は数理型)は、電子申請で出願する際に選択する必要があります。(志願試験区分に限ります。)

※高等学校教諭における専門試験(筆記試験)の配点のうち、200点(75分)の教科(科目等)は、国語、地理歴史(世界史/日本史/地理)、数学、理科(物理・地学/化学/生物)、英語のみです。

※専門試験(筆記試験)の試験内容等として示している特別支援教育の出題範囲は、以下のとおりです。

「特別支援教育の手引(鳥取県教育委員会 令和4年3月改訂) (<https://www.pref.tottori.lg.jp/133222.htm>)
「1 特別支援教育」及び「2 切れ目ない支援」

<専門試験（筆記試験）の携行品>

○全試験区分とも、黒鉛筆又はシャープペンシル（HB又はBに限る）、消しゴムを持参してください。加えて、下表の試験区分・教科（科目等）については、記載の携行品を持参してください。

| 中学校教諭 | | 高等学校教諭 | |
|-------|---------|-----------|---------------------|
| 数学 | 定規、コンパス | 工業（機械） | 関数電卓（ポケットコンピュータは不可） |
| 技術 | 定規 | 工業（電気・電子） | 関数電卓（ポケットコンピュータは不可） |
| | | 工業（建築・土木） | 関数電卓（ポケットコンピュータは不可） |
| | | 商業 | 電卓 |

※計時機能以外の機能（通信機能等）を有する腕時計の使用、スマートフォン等を机の上に置くことは認めません。

(2) 選考方法

- 各試験区分（併願試験区分がある場合は、志願試験区分）において実施する試験項目のうち、免除が認められた試験項目を除くすべてを受験した場合に限り選考の対象とし、各試験項目の結果により総合的に判定します。

※受験しなければならない最初の試験項目を欠席した場合は、以降の試験項目は受験できません。

(3) 結果等の通知・公表

- 令和6年7月12日（金）正午（予定）に電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）で登録されたメールアドレスへ結果を通知するとともに、合格者受験番号については鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページにも掲載します。
 - 第一次選考試験の結果通知には、受験者の各試験項目の得点を記載して通知します。
 - 第一次選考試験において実施した各試験の平均点を、8月上旬頃に鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページに公表します。ただし、受験者数が3人未満の教科（科目等）については非公表とします。
- ※第一次選考試験合格者及び第一次選考試験免除者が第二次選考試験の受験資格を得ます。

9 第二次選考試験について

第一次選考試験合格者及び第一次選考試験免除者に対して、第二次選考試験を実施します。詳細については、第一次選考試験結果に併せて公表します。

(1) 試験期間・会場・内容等

<試験期間>

適性検査：令和6年7月12日（金）午後5時から7月21日（日）までの間（予定）でWeb受検

※適性検査を受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。

適性検査以外：令和6年8月2日（金）から8月10日（土）までの間（予定）で受験者ごとに1日又は2日を指定して実施します。

<試験会場>

鳥取会場のみ（第一次選考試験結果通知の際にお知らせします。）

<試験内容>

| 試験項目 | 試験区分 | 試験内容等 | 配点 |
|-------------------|--------|---|------|
| 適性検査 ※ | 全試験区分 | 職務適性等を測る検査（第一次選考試験結果の公表以降、指定する期間内にWeb実施） | — |
| 技能・実技試験 | | ICT活用 WindowsPC、Chromebook 又は iPad のいずれかを選択し、「Google Workspace for Education」のアプリ（「ドキュメント」、「スライド」、「スプレッドシート」、「Classroom」、「フォーム」、「Meet」）のいくつかを用いて、基本的な操作に関する技能・実技試験を行います。 ※会場に設置してある端末を使用します。 | 30点 |
| 集団面接 | | グループワークを含む集団面接 | 225点 |
| 個人面接 | | 場面指導を含む個人面接 | 225点 |
| 専門試験 (技能・実技試験) | 中学校教諭 | 音楽、美術、保健体育、技術 | 100点 |
| | | 家庭、英語 | 30点 |
| | 高等学校教諭 | 保健体育、芸術（美術） | 100点 |
| | | 英語、家庭 | 30点 |

※適性検査について

・Webによる適性検査は、第一次選考結果公表以降、第二次選考試験対象者に受検用のURL等を送付（電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）を行った者に限る。）するとともに、鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページにもURLを掲載します。指定する期間内に必ず受験者本人がWeb受検してください。受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。

・受験者本人以外が関与する等の不正等が判明した場合は、それ以降の受験はできません。また、名簿登載後に同様の不正等が判明した場合は、名簿登載を取り消します。

<専門試験（技能・実技試験）の試験内容及び携行品>

○中学校教諭

| 教科 | 専門試験（技能・実技試験）の内容 | 携行品 |
|------|---|---|
| 音楽 | <p>弾き歌い及び独奏に関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。） 次の(1)(2)の技能・実技試験をすべて実施します。</p> <p>(1)歌唱 ・「夢の世界を」（橋本祥路 作曲）の混声合唱部分（ソプラノ及びテノール）をアカペラで歌唱する。 ・中学校の歌唱共通教材3曲の中から1曲を選び、1番のみピアノ伴奏をつけて弾き歌う。 ①浜辺の歌 ②夏の思い出 ③早春賦 ※演奏前に、授業を想定して、その曲の指導のポイントを用紙にまとめて説明する。</p> <p>(2)独奏 ・ピアノ、管弦打楽器、和楽器のいずれかで任意の曲を演奏する。</p> | <p>各自が演奏する楽器及び楽譜（暗譜も可） （ピアノ、マリンバ（4オクターブ）は当方で準備する。） ※箏については、当方で準備したものを使用してもよい。その際、立奏台は当方で準備する。</p> |
| 美術 | <p>表現に関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | <p>鉛筆素描用具一式、定規（30cm程度） 色鉛筆12色以上</p> |
| 保健体育 | <p>①体づくり運動、②器械運動（マット運動）、③球技、④武道（剣道）・ダンスに関する技能・実技試験（指導のポイントに関する説明を含む。） ※③球技は、バレーボールかバスケットボールのいずれか1種目を選択 ※④武道（剣道）かダンスのいずれかを選択</p> | <p>運動のできる服装、体育館シューズ、筆記用具、竹刀（武道（剣道）選択者のみ） ※体育館シューズは、試験会場用の上履きとは別に準備すること。</p> |
| 技術 | <p>材料と加工の技術及びエネルギー変換の技術に関する技能・実技試験（指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | <p>作業ができる服装 （工具はすべて当方で準備する。）</p> |
| 家庭 | <p>衣生活に関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | <p>裁縫道具〔縫針、待ち針、カタン糸（黒60番）、糸切りばさみ、定規（30cm程度）、チャコペン、ひもとおし</p> |
| 英語 | <p>英語を用いたコミュニケーションに関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | |

※体育に関する専門試験（技能・実技試験）について、医師から禁止されている者又は身体的理由により受験できない者は、事前に、「連絡及び問い合わせ先」（P1）へ連絡してください。（当日に受験できない理由が生じた場合は、試験官に申し出てください。）

○高等学校教諭

| 教科 (科目等) | 専門試験（技能・実技試験）の内容 | 携行品 |
|-------------|---|---|
| 保健体育 | <p>①体づくり運動、②器械運動（マット運動）、③球技、④武道（剣道）・ダンスに関する技能・実技試験（指導のポイントに関する説明を含む。） ※③球技は、バレーボールかバスケットボールのいずれか1種目を選択 ※④武道（剣道）かダンスのいずれかを選択</p> | <p>運動のできる服装、体育館シューズ、筆記用具、竹刀（武道（剣道）選択者のみ） ※体育館シューズは、試験会場用の上履きとは別に準備すること。</p> |
| 芸術 (美術) | <p>表現及び鑑賞に関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | <p>鉛筆素描用具一式（カルトン、画用紙）は当方で準備する。）</p> |
| 英語 | <p>英語を用いたコミュニケーションに関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | |
| 家庭 | <p>被服に関する技能・実技試験 （指導のポイントに関する説明を含む。）</p> | <p>手縫い針、裁ちばさみ、チャコペンシル、カタン糸60番、糸切りばさみ、ものさし、チャコペーパー、ルレット</p> |

※体育に関する専門試験（技能・実技試験）について、医師から禁止されている者又は身体的理由により受験できない者は、事前に、「連絡及び問い合わせ先」（P1）へ連絡してください。（当日に受験できない理由が生じた場合は、試験官に申し出てください。）

(2) 選考方法

- 各試験区分（併願試験区分がある場合は、志願試験区分）において実施する試験項目すべてを受験した場合に限り選考の対象とし、各試験項目の結果により総合的に判定します。

※受験しなければならない最初の試験項目を欠席した場合は、以降の試験項目は受験できません。

(3) 結果等の通知・公表

- 令和6年9月13日（金）正午（予定）に電子申請（第二次選考試験結果通知申込）で登録されたメールアドレスへ結果を通知するとともに、名簿登載者受験番号については鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページにも掲載します。詳細は「10 採用候補者名簿への登載等」（P14）を参照してください。
- 第二次選考試験の結果通知には、受験者の各試験項目の得点を記載して通知します。

10 採用候補者名簿への登載等

- 選考試験により選考された教員採用候補者は、令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿に登載します。
- 名簿登載については、第二次選考試験の受験者に対して令和6年9月13日（金）（予定）に電子申請（第二次選考試験結果通知申込）で登録されたメールアドレスへ通知するとともに、A・B登載者のそれぞれの受験番号を鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページに掲載します。

| |
|--|
| A登載者：令和7年度本県公立学校の教員として正式に採用 B登載者：欠員の状況によっては教員として正式に採用 |
|--|

- 養護教諭の受験者でA登載者となった者の採用校種については、令和7年3月中旬に連絡します。（B登載者となった者で欠員の状況により教員として正式に採用となる場合も同様とします。）
- 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受験者で、採用候補者名簿に登載された者のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用します。
- 令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験においてB登載者となった者は、令和8年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の一般選考において、同じ試験区分、（前年度試験において、併願する試験区分が「B登録者」の者は同じ併願試験区分）、教科（科目等）を受験する場合に限り第一次試験を免除します。

11 大学院進学希望者及び大学院修学継続希望者への特例

令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載者となった者で、国内の大学院（教職大学院を含む。）への進学を希望し、又は国内の大学院での修学継続を希望する場合、第二次選考試験結果通知後、本人からの申請により、修了予定年度に応じた新たな採用候補者名簿に登載します。

（令和7年度に国内の大学院を修了する予定の者）

令和8年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用

（令和8年度に国内の大学院を修了する予定の者）

令和9年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用

※申請した修了予定年度に修了できなかった場合、名簿登載を取り消します。

※志願・併願試験区分に限らず、B登載者となった者で、欠員の状況により教員として正式に採用となる者は、対象ではありません。

12 給与、勤務時間、休暇等

(1) 給与

- ア 初任給（給料月額＋教職調整額＋義務教育等教員特別手当）
約237,000円（大学新規卒業（教諭採用）の場合、令和6年4月1日現在）
- イ 昇給
原則として、毎年1回4月1日に行われます。
- ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間・休暇

- ア 勤務時間
各学校の勤務時間（7時間45分）の割り振りによります。（休憩時間45分）
- イ 休暇
年次有給休暇、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季休暇等）、病気休暇など

13 一般選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)を参照してください。

(2) 対象試験区分

全ての試験区分

(3) 採用予定数

「3 試験区分、採用予定数等」(P3)を参照してください。

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

○証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)

○英語に関する資格の所有者として志願する者は、**英語に関する資格を証明できる書類の写し(平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効)**

○複数免許状所有者として志願する者は、**志願する試験区分の免許状授与証明書(免許状の写しも可)に加えて、要件を満たすことを示す免許状授与証明書(免許状の写しも可)**

※電子データ(PDF、jpeg等)にし、電子申請画面の指定された場所に添付してください。

※免許状が両面にわたる場合は、両面の写しを添付してください。

※改姓等により、免許状や証明書類に記載の氏名と申込時の氏名に変更がある場合には、旧姓及び新姓が確認できる公的な書類(戸籍抄本の写し、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)を提出してください。

(5) 試験内容の一部免除

- ① 令和5年度に実施した「令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験」の結果が「B登載者」(辞退者等を除く)であった者が、本試験において、同じ試験区分(令和5年度に実施した試験において、併願する試験区分が「B登載者」の者は、同じ併願試験区分・教科(科目等)に限る。)、教科(科目等)を受験する場合に限り、試験の一部を次のとおり免除します。

| | |
|--------------------------------------|--------------------|
| 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、 特別支援学校教諭、養護教諭 | 第一次選考試験のすべてを免除します。 |
|--------------------------------------|--------------------|

※「B登載者」の者は、特別選考への出願はできません。

※「B登載者」としての受験は、特別選考IV「県内公立学校の講師等を対象とした選考」における連続受験回数には含みません。

※適性検査については、**第一次選考試験結果の公表以降、指定する期間内にWeb実施していただく必要があります。受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。**

- ② 中学校教諭(英語)、高等学校教諭(英語)の試験区分(教科)において、以下のいずれかの基準を満たす者は、第一次選考試験のすべてを免除します。(志願試験区分に限る。なお、併願試験区分が中学校教諭(英語)で、以下の要件に該当する場合は、併願試験区分の専門試験(筆記試験)のみを免除します。(一般教養試験の受験は必要です。))ただし、平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

※適性検査については、**第一次選考試験結果の公表以降、指定する期間内にWeb実施していただく必要があります。受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。**

| 対象試験区分 | 実用英語 技能検定 | TOEFL | TOEIC L&R | TOEIC L&R と TOEIC S&W の 合算スコア |
|------------|--------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 高等学校教諭(英語) | 1級 | iBT100点以上 又は PBT 600点以上 | 880点以上 | 1680点以上 |
| 中学校教諭(英語) | 準1級以上 | iBT 80点以上 又は PBT 550点以上 | 730点以上 | 1405点以上 |

※TOEFLはITPテスト、TOEICはIPテスト等公式のスコアとして認められないものは除きます。

※TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出します。

(合算スコア) = (L&Rトータルスコア) + (Sスコア) × 2.5 + (Wスコア) × 2.5

(6) 併願制度

「6 併願制度」(P5)を参照してください。

(7) 加点制度

資格や要件によって次の①又は②のいずれか一方の加点制度を利用できます。

① 英語に関する資格の所有者として志願する者

下表の対象試験区分の志願者で、各基準のいずれかの資格の所有者に対して、専門試験(筆記試験)(併願試験区分がある者については、志願試験区分の専門試験(筆記試験)に加えて、併願試験区分の専門試験(筆記試験))の得点に各基準に応じた点数を加点します。ただし、平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

| 対象試験区分 | 基 準 | | | | 加 点 |
|------------------------|--------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------------|-----|
| | 実用英語 技能検定 | TOEFL | TOEIC L&R | TOEIC L&R と TOEIC S&W の 合算スコア | |
| 特別支援学校教諭 | 1級 | iBT100点以上 又は PBT 600点以上 | 880点以上 | 1680点以上 | 25点 |
| 高等学校教諭(英語) 特別支援学校教諭 | 準1級 | iBT 80点以上 又は PBT 550点以上 | 730点以上 | 1405点以上 | 20点 |
| 小学校教諭 特別支援学校教諭 | 2級 | iBT 45点以上 又は PBT 470点以上 | 550点以上 | 1100点以上 | 10点 |
| | 準2級 | iBT 38点以上 又は PBT 400点以上 | 450点以上 | 925点以上 | 5点 |

※TOEFLはITPテスト、TOEICはIPテスト等公式のスコアとして認められないものは除きます。

※TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出します。

$$(\text{合算スコア}) = (\text{L\&Rトータルスコア}) + (\text{Sスコア}) \times 2.5 + (\text{Wスコア}) \times 2.5$$

② 複数免許状所有者として志願する者

下表の対象試験区分の志願者で、対象試験区分・教科の免許状を取得済みの者で、各要件を満たす者に対して、専門試験(筆記試験)(併願試験区分がある者については、志願試験区分の専門試験(筆記試験)に加えて、併願試験区分の専門試験(筆記試験)の得点に加点します。(ただし、出願時点で複数免許状を取得済みの者に限ります。)

普通免許状の種類(専修免許状、一種免許状、二種免許状)は問いませんが、特別免許状及び臨時免許状は除きます。

| 対象試験区分 | 要 件 | 加 点 |
|----------|--|-----|
| 小学校教諭 | ・中学校教諭普通免許状所有者(教科は問わない。) | 10点 |
| 中学校教諭 | 以下の <u>何れか</u> の免許状所有者 ・小学校教諭普通免許状所有者 ・中学校教諭普通免許状「技術」所有者(技術を志願する者は除く。) ・中学校教諭普通免許状「家庭」所有者(家庭を志願する者は除く。) | |
| 高等学校教諭 | ・高等学校教諭普通免許状「情報」所有者(情報を志願する者は除く。) | |
| 特別支援学校教諭 | ・小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状、高等学校教諭普通免許状のうち <u>2つ以上</u> 所有している者(教科は問わないが、同一校種で2教科の免許状は除く。) | |

14 特別選考

I 障がいのある者を対象とした選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)に加え、次の①～③のいずれかの要件を満たす者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 療育手帳の交付を受けた者、もしくは障害者職業センターなどの公的判定機関で知的障がい者と判定された者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(2) 対象試験区分

全ての試験区分

(3) 採用予定数

次表のとおりです。

| 試験区分 | 採用予定数 |
|------------------------------|--------|
| 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭 | 合計5人程度 |
| 特別支援学校教諭 | 2人程度 |

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

- 証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者職業センターなどの公的判定機関で交付された判定書の写し
- ※電子データ(PDF、jpeg等)にし、電子申請画面の指定された場所に添付してください。

(5) 試験内容の一部免除

障がいの程度により技能・実技試験又は、専門試験(技能・実技試験)の内容に受験ができないものがあると思われる場合は、その程度に応じて、技能・実技試験又は専門試験(技能・実技試験)の一部、若しくは全部について、振替又は免除を行います。

※技能・実技試験又は専門試験(技能・実技試験)に係る振替又は免除の希望及び試験実施に係る具体的な要望については、電子申請の「障がいがある等に係る必要な配慮事項」欄に具体的に記入してください。

(6) 併願制度

「6 併願制度」(P5)と同様に併願することができます。

※併願する試験区分・教科(科目等)の技能・実技試験又は専門試験(技能・実技試験)の内容に受験ができないものがあると思われる場合は、障がいの程度に応じて、技能・実技試験又は専門試験(技能・実技試験)の一部、若しくは全部について、振替又は免除を行います。

Ⅱ スポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)に加え、平成26年4月1日以降(高等学校卒業後に限る)にスポーツの分野で国際的な大会(オリンピック、パラリンピック、ユニバーシアード大会、世界選手権大会、アジア大会、及びこれらと同等の国際的な規模の大会)に日本代表として出場した者若しくは全国的な大会(国民体育大会(国民スポーツ大会)、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会、及びこれらと同等の全国的な規模の大会)でベスト4以上に入賞した者又は芸術の分野で国際的又は全国的なコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者

※次のような場合は対象となりません。

- ・世界選手権等に日本代表として出場したが、年代別の日本代表であった。
- ・特選や入選が多数選出されるような展覧会、コンクール等
- ・特定の団体、流派、会派ごとの各種大会、展覧会等

(2) 対象試験区分

中学校教諭、高等学校教諭

※スポーツ・芸術の分野と志願する教科(科目等)との関連は問いません。

(3) 採用予定数

対象試験区分の採用予定数に含みます。(「3 試験区分、採用予定数等」(P3)を参照してください。)

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

○証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)

○実績の内容が客観的に分かる書類(表彰状、新聞記事、雑誌記事、認定証等)の写し

※最も優秀な成績等について1つを提出してください。

※団体競技の場合は、個人を特定できる書類の写しも提出してください。

※電子データ(PDF、jpeg等)にし、電子申請画面の指定された場所に添付してください。

※改姓等により、証明書類に記載の氏名と申込時の氏名に変更がある場合には、旧姓及び新姓が確認できる公的な書類(戸籍抄本の写し、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)を提出してください。

(5) 試験内容の一部免除

スポーツ・芸術の分野に直接関連する教科(科目等)〔保健体育・音楽・美術・芸術(美術)〕の志願者のみ、第一次選考試験のすべてを免除します。

(6) 併願制度

併願できません。

Ⅲ 現職教諭を対象とした選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)に加え、次の①～③のすべての要件を満たす者

- ① 他の都道府県の公立又は国立大学法人が設置する学校に教諭又は養護教諭として正式に採用されている者
※「教諭又は養護教諭として正式に採用」とは、期限を付さないで採用されたことをいう。
- ② 令和7年3月31日時点において、志願する試験区分、教科(科目等)に2年以上(休職、育児休業等の期間は除く。)従事している者
※「志願する試験区分、教科(科目等)に2年以上(休職、育児休業の期間は除く。)従事」とは、教諭又は養護教諭として正式に採用となった校種(校種間移動により採用時から校種が変わった場合は当該校種を含む。)及び教科等に2年以上(休職、育児休業等の期間は除く。)従事していることをいう。
- ③ 出願時点においても引き続いて正式任用されている者

(2) 対象試験区分

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭

(3) 採用予定数

対象試験区分の採用予定数に含みます。(「3 試験区分、採用予定数等」(P3)を参照してください。)

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

○証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)

○小論文

- ・題名は「私の教育実践」とし、A4判横、縦書きの400字詰め原稿用紙2枚(電子データ)を使用し、字数は800字以内とします。
- ・電子申請で出願する際に原稿用紙の電子データを鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページ又は電子申請画面からダウンロードし、入力したものを電子申請画面の指定された場所に添付してください。

(5) 試験内容の一部免除

第一次選考試験のすべてを免除します。

(6) 併願制度

併願できません。

(7) その他

教員として正式に採用となる場合は、任命権者による履歴の証明の提出が必要です。(証明の提出時期については、第二次選考試験結果通知時に連絡予定です。)

※志願書に記載の職歴が証明されない場合は、名簿登載を取り消します。

IV 県内公立学校の講師等を対象とした選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)に加え、次の①、②のいずれの要件も満たす者

- ① 令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）（当該試験において志願する教科（科目等）試験の実施がない場合は、直近の当該教科（科目等）を実施した試験）において合格（当該特別選考の受験資格を有していたため、免除により第一次選考試験を合格とみなす場合を含む。）し、第二次選考試験のすべての試験項目を受験した者で、当該試験と同一の試験区分・教科（科目等）を志願する者
- ② 鳥取県内の市町村（学校組合）立又は県立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校（以下「県内公立学校」という。）に、県教育委員会が任用する臨時的任用の常勤講師、養護助教諭、実習助手若しくは寄宿舎指導員又は県教育委員会が任用する会計年度任用職員（非常勤講師）（以下「講師等」という。）としての在職期間が、令和4年4月1日から出願時までの間に24月以上ある者（出願月も含む。）

※講師等として在職した職と志願する試験区分・教科（科目等）との関係は問いません。

※講師等としての任用の発令が1日でもある月は、1月の在職期間があるものとみなします。

※この特別選考による連続受験回数は5回を上限とします。なお、連続受験回数とは、令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験以降の試験において、試験区分、教科（科目等）の試験が実施されなかった年度を除いた連続する受験回数です。ただし、前年度試験B登載者としての受験は、連続受験回数に含みません。

(2) 対象試験区分

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭

(3) 採用予定数

対象試験区分の採用予定数に含みます。（「3 試験区分、採用予定数等」(P3)を参照してください。）

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等（電子申請に添付する書類等）>

○証明写真等の顔写真データ（jpg、jpeg、png形式のみ）

(5) 試験内容の一部免除

第一次選考試験のすべてを免除します。

(6) 併願制度

併願できません。

(7) その他

5回を上限とする連続受験回数のうち、令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験における受験回数は受験票に記載します。

V 英語力に優れた者を対象とした小学校教諭選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)に加え、以下のいずれかの基準を満たす者
平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効とします。

| 実用英語技能検定 | TOEFL | TOEIC L&R | TOEIC L&R と TOEIC S&W の 合算スコア |
|----------|---------------------------------|-----------|----------------------------------|
| 準1級以上 | iBT 80 点以上 又は PBT 550 点以上 | 730 点以上 | 1405 点以上 |

※TOEFL は ITP テスト、TOEIC は IP テスト等公式のスコアとして認められないものは除きます。

※TOEIC L&R と TOEIC S&W の合算スコアは、次により算出します。

(合算スコア) = (L&R トータルスコア) + (Sスコア) × 2.5 + (Wスコア) × 2.5

(2) 対象試験区分

小学校教諭

(3) 採用予定数

5名程度

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

○証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)

○英語に関する資格を証明できる書類の写し(平成26年4月1日以降に取得した資格のみ有効)

※電子データ(PDF、jpeg等)にし、電子申請画面の指定された場所に添付してください。

※改姓等により、証明書類に記載の氏名と申込時の氏名に変更がある場合には、旧姓及び新姓が確認できる公的な書類(戸籍抄本の写し、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)を提出してください。

(5) 試験内容の一部免除

第一次選考試験のすべてを免除します。

(6) 併願制度

小学校教諭の一般選考を併願することができます。

VI 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考

(1) 受験資格

「2 受験資格」(P3)の①、③に加え、次の①・②のいずれの要件も満たす者

- ① 志願する試験区分・教科(科目等)の普通免許状を有していないが、下表の教科(科目等)に応じた「学歴要件」に該当し、かつ志願する教科(科目等)について、高度な専門的知識・技能を有している者

| 試験区分 | 教科(科目等) | 学歴要件 |
|--------|----------------------------------|---|
| 中学校教諭 | 技術 | 高等専門学校卒業又は短期大学士、学士、修士、博士の学位を授与された者 |
| 高等学校教諭 | 工業(機械) 工業(電気・電子) 工業(建築・土木) | |
| | 水産(食品) | 高等専門学校卒業又は学士、修士、博士の学位を授与された者、又は高等学校卒業程度で、3級海技士(航海・機関)以上の資格を有する者(令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む) |
| | 家庭、農業、商業、情報 | 学士、修士又は博士の学位を授与された者 |
| 中学校教諭 | 家庭 | |

- ② 平成22年4月1日以降に志願する教科(科目等)に関連する民間企業、官公庁(教育関係機関を除く。)等に正職員として令和7年3月31日現在において7年以上(休職、育児休業等の期間は除く。)の実務経験を有する者

(2) 対象試験区分

中学校教諭〔技術、家庭〕、高等学校教諭〔家庭、農業、工業(機械)、工業(電気・電子)、工業(建築・土木)、商業、水産(食品)、情報〕

(3) 採用予定数

対象試験区分の採用予定数に含みます。(「3 試験区分、採用予定数等」(P3)を参照してください。)

(4) 出願方法及び提出書類等

<出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「7 出願方法等」(P6)を参照してください。

<提出書類等(電子申請に添付する書類等)>

○証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png形式のみ)

(5) 試験内容の一部免除

なし

(6) 併願制度

併願できません。

(7) その他

○教員として正式に採用となる場合は、選考試験における名簿登載後、鳥取県教育委員会が行う「特別免許状の授与に係る教育職員検定」を受け、合格した後に鳥取県教育委員会が特別免許状を授与することで採用となります。

○教員として正式に採用となる場合には、職歴を証明する書類(発令された履歴事項がすべて記載されたもので、雇用主又は任命権者の証明を付したもの)の提出が必要です。(提出時期については、第二次選考試験結果通知時に連絡する予定です。)

※令和7年3月31日までに職歴を証明する書類の提出がない場合、名簿登録を取り消します。

Q & A ～申請についてよくある質問～

| 質問内容 | 回答 |
|---|--|
| 1 登録したメールアドレスにメールが届かない。 | まず、迷惑メール等に分類されていないか確認してください。 （「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。） 迷惑メールにも届いていない場合は、「質問内容2」の回答を参照し、とっとり電子申請サービスにログインして提出状況を確認してください。 |
| 2 提出できているかどうかを確認したい。 | 登録した利用者IDでとっとり電子申請サービスにログインし、画面上部の「申込内容照会」から現在の状況を確認してください。なお、申込内容紹介をする際には、「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードが必要です。 |
| 3 申込内容に誤りがあったので修正したい。 | 差戻処理をしますので、担当（0857-26-7513）に連絡してください。ただし、出願締め切り（4月22日（月）正午）後は、試験会場等の修正はできません。申請内容を自身でよく確認してから申請してください。 |
| 4 申請期間内に申請できなかった。申請期間を過ぎても可能か。 | いかなる理由でも申請期間を過ぎたものは受け付けることができません。余裕をもって早めの申込をお願いします。 |
| 5 電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）を忘れていたが、どうしたらよいか。 | 申請期間を過ぎると申請ができませんので、必ず期間内に申請してください。万が一申請を忘れた場合は、教育人材開発課のホームページにも同じ送付物、適性検査の受検用 URL 等を掲載しますのでそちらを確認してください。ただし、各自の試験項目の得点を確認することはできません。 なお、適性検査や第二次選考試験についての案内を送付しますので、第一次選考試験免除者も必ず申請してください。 |
| 6 第一次選考試験の結果を確認したいが、整理番号とパスワードを入れても結果が表示されない。 | 電子申請②（第一次選考試験結果通知申込）申込時に届く、「①申込完了通知メール」（自動返信メール）に記載されている「整理番号」と「パスワード」を使用します。誤って電子申請①（出願申込）の「整理番号」と「パスワード」を入力しているケースがありますので、再度ご確認ください。 |

【とっとり電子申請サービスのシステム操作に関する】お問合わせコールセンター

携帯電話：0120-050-776（平日 9:00～17:00）

固定電話：0120-464-119（平日 9:00～17:00）

FAX：06-6455-3268

電子メール：help-shinsei-tottori@apply.e-tumo.jp

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】

電話：0857-26-7513（鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課）

鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験に関する情報はこちらから

鳥取県教育委員会
教育人材開発課 HP
『教員採用試験関係』



<https://www.pref.tottori.lg.jp>



県教育委員会
YouTube
はこちら

[https://www.youtube.com/channel/UC1-](https://www.youtube.com/channel/UC1-MNsEz72z3mUb61-Flr5A)

[MNsEz72z3mUb61-Flr5A](https://www.youtube.com/channel/UC1-MNsEz72z3mUb61-Flr5A)



県教育委員会
Twitter
はこちら

https://twitter.com/tottori_kyouiku

